

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 オオニシ セツビ コウギョウ カブシキガイシャ
大西設備工業 株式会社
〒630-8001

住所 奈良市法華寺町666

代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク オオニシ シンヤ
代表取締役 大西 真也

電話番号 0742-33-6112

FAX番号 0742-33-6136

メールアドレス s1024@onishi-setubi.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 大西設備工業株式会社

住 所 〒630-8001 奈良市法華寺町666

代表者氏名 代表取締役 大西 真也



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 名	フ リ ガ ナ 名
代表取締役 大西 真也	オニシ シヤ
取締役 大西 久美子	オニシ クミコ
取締役 大西 美恵子	オニシ ミエコ
事業の範囲	給排水設備管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	大 西 設 備 工 業 株 式 会 社
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 630-8001 住所 奈良市法華寺町666 電話番号 0742-33-6112 FAX番号 0742-33-6136 メールアドレス s1024@onishi-setubi.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
・ 大西 真也	・ 第 203199 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ		6	
	塩ビカッター	13~25 25~50	3 2	
	スーパーソー		4	
	バンドソー	REX180W	1	
	セーバーソー	マキタBJR182	1	
管の加工用の機械器具	やすり		1	
	面取り器		4	
	ネジ切り器	REX40A REX80A REX150A	1 1 1	
接合用の機械器具	挿入機		1	
	パイプレンチ	250~900	10	
	モンキーレンチ	200~300	6	
	ウォーターレンチ		2	
	トーチランプ	ガスボンベ式	2	
水圧テストポンプ	手動式テスト		4	
	電動式テスト		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 大西設備工業株式会社

住 所 奈良市法華寺町666

代表者 氏名 代表取締役 大西 真也



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市法華寺町 666 番地
大西設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-021570
商 号	大西設備工業株式会社
本 店	奈良市法華寺町 666 番地
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成 29 年 6 月 1 日
目 的	<p>1. 給排水設備管工事の設計、施工及び保守管理事業 <u>2. 給排水設備・空調設備の販売、保守管理及びコンサルティング事業</u> <u>3. 土木建築工事事業</u> <u>4. 産業廃棄物の収集運搬、処理及びリサイクル事業</u> <u>5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>1. 給排水設備管工事の設計、施工及び保守管理事業 2. 給排水設備・空調設備の販売、保守管理及びコンサルティング事業 3. 土木建築工事事業 4. 産業廃棄物の収集運搬、処理及びリサイクル事業 5. 不動産賃貸業 6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 6 月 11 日変更 令和 2 年 6 月 11 日登記</p>
発行可能株式総数	1000 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100 株
資本金の額	金 100 万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	<p>取締役 大 西 真 也</p> <p>取締役 大 西 久 美 子</p> <p>取締役 大 西 美 恵 子</p>

奈良市法華寺町 666 番地
大西設備工業株式会社

	奈良市法華寺町 666 番地 代表取締役 大西真也	
	奈良市左京五丁目 3 番地の 139 代表取締役 大西真也	平成 29 年 11 月 1 日住所 移転
登記記録に関する 事項	設立	令和 3 年 3 月 9 日登記 平成 29 年 6 月 1 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 4 年 1 月 5 日
奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、大西設備工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 給排水設備管工事の設計、施工及び保守管理事業
- 給排水設備・空調設備の販売、保守管理及びコンサルティング事業
- 土木建築工事事業
- 産業廃棄物の収集運搬、処理及びリサイクル事業
- 不動産賃貸業
- 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社、本店を奈良県奈良市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1000 株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得す

るには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により、当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の発行する株式について質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。



(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はこれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれを招集する。

- 2 社長たる取締役に事故又は支障があるときには、予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(招集時期及び通知)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、当該株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときはこの限りではない。
- 3 前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- 2 社長たる取締役に事故又は支障があるときには、予め定めた順序により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故又は支障があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は

電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(総会議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取 締 役

(取締役の員数)

第21条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役を複数置く場合には、株主総会の決議により代表取締役1名を定め、代表取締役は、社長として、当会社を代表する。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役は、社長として、当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第26条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立の際に発行する株式の数)

第30条 当会社の設立時発行株式の数は 100 株とし、その発行する価額は 1 株につき金 1 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額及び資本金の額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 100 万円とする。

2 当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第32条 当会社の最初の事業年度は、設立の日から平成 30 年 5 月末日までとする。

(設立時取締役等)

第33条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 大西 真也
設立時取締役 大西 久美子
設立時取締役 大西 美恵子
奈良市法華寺町 666 番地
設立時代表取締役 大西 真也

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第34条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所 奈良市法華寺町 666 番地
氏名 大西 真也 普通株式 100 株 金 100 万円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。





本書は、当会社の現行定款に相違ない。

令和4年 1月12日

奈良市法華寺町666番地

大西設備工業株式会社

代表取締役 大西 真也



第一〇三一九九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

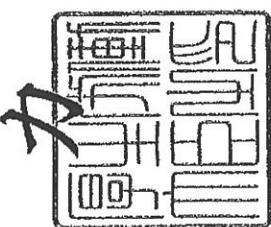
氏名 大西真也

昭和五十二年十月二十四日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣坂口



位 置 図

4



店舗

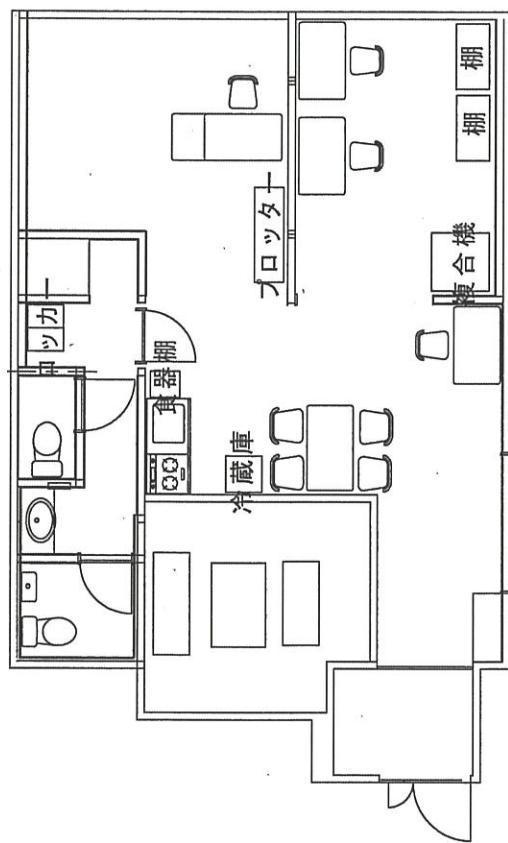
倉庫

原鉛法華寺町 B21-4



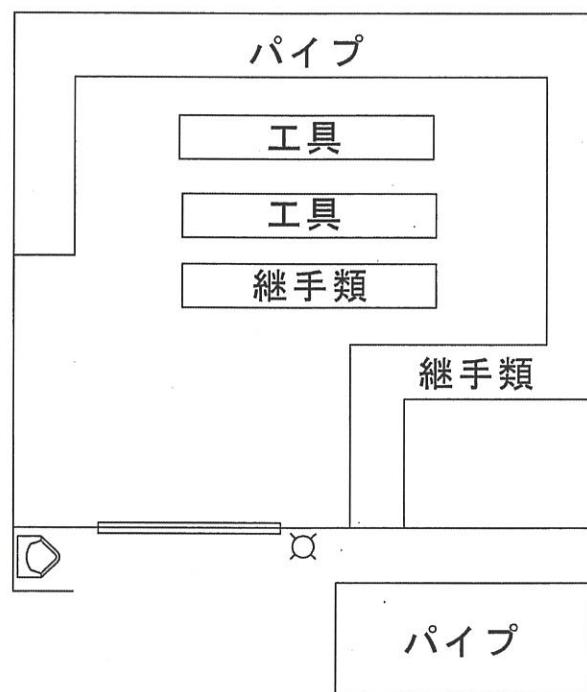
店舗の平面図

4



倉庫の平面図

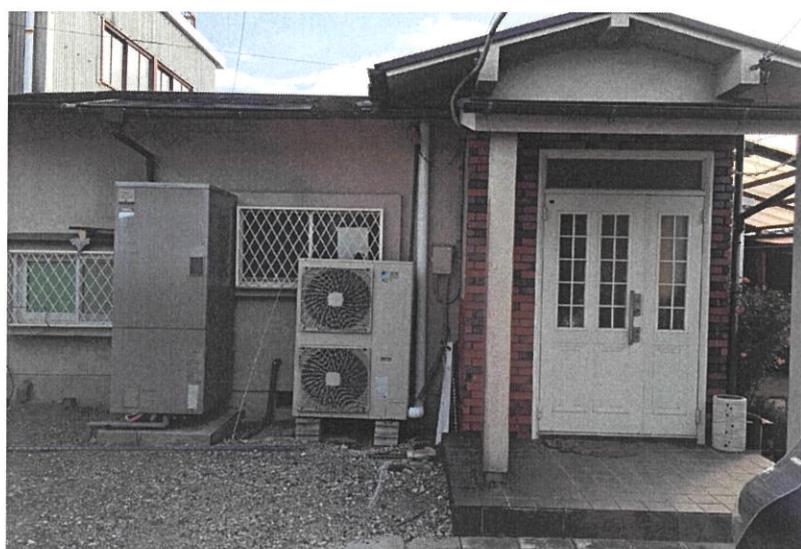
4
+





大西設備工業 株式会社
奈良市法華寺町666

営業所名



大西設備工業 株式会社

事務所 外観



大西設備工業 株式会社

事務所



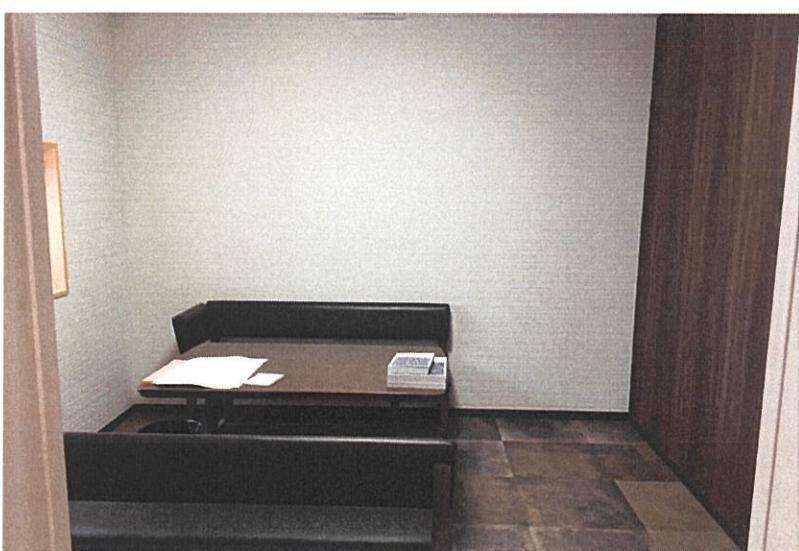
大西設備工業 株式会社

事務所



大西設備工業 株式会社

事務所



大西設備工業 株式会社

事務所



大西設備工業 株式会社
奈良市法華寺町1321-4

資材置場



大西設備工業 株式会社

資材置場

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 オオニシ セツビ コウギョウ カブシキガイシャ
大西設備工業 株式会社
〒630-8001

住所 奈良市法華寺町666

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク オオニシ シンヤ
代表取締役 大西 真也

電話番号 0742-33-6112

FAX番号 0742-33-6136

メールアドレス s1024@onishi-setubi.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 大西設備工業株式会社

住 所 〒630-8001 奈良市法華寺町666

代表者 氏名 代表取締役 大西 真也 印

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	大西設備工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
大西 真也	第 203199 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二〇三一九九号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 大西真也

昭和五十二年十月二十四日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣坂口

